

「憲章」「行動指針」策定以降現在までの取組状況

普及啓発

(1) 連続シンポジウムの開催

・内閣府主催の下記シンポジウムを「連続シンポジウム」と位置付け、政府が一体感を持って取り組むことをPR(カッコ内は参加者数)

2月16日 「ワーク・ライフ・バランス シンポジウム」(東京都千代田区)(418名)

(男女共同参画社会に繋がる仕事と生活の調和の実現)

2月23日 「子育てを支える『家族と地域のきずな』フォーラム」(高知県高知市)(延べ800名)

(ワーク・ライフ・バランス企業に関する分科会の実施など)

3月13日 「少子化対策を考える国際シンポジウム」(東京都港区)(150名)

(諸外国と日本における仕事と生活の調和の取組など)

3月17日 「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて」(東京都千代田区)(180名)

(仕事と生活の調和に向けた企業の克服課題など)

(2) 専用ホームページの立ち上げ

・「仕事と生活の調和ポータルサイト」を立ち上げ(2月12日)

URL: <http://www8.cao.go.jp/wlb/>

(3) 啓発資料の作成

・憲章・行動指針を紹介するパンフレットを、シンポジウム、経済界・労働界・地方自治体等のセミナーや勉強会にて積極的に配布中(現時点で約2万2千部配布済)

(4) 政府広報等の実施

政府広報

Just Japan、ご存知ですか、ドウ! Japan、そこが知りたい日本の明日、峰竜太のナッ得ニッポン、栗村智のHAPPY!ニッポン!、新聞突き出し広告

各種会議等

・各種政策分野における都道府県・政令指定都市関係部(課)長会議や地方自治体等が開催するセミナーで資料提供

(5) 「仕事と生活の調和」実現度指標等の公表

・社会全体でみた個人の仕事と生活の調和の実現状況とそれを促進するための環境の整備状況を把握する「実現度指標」を作成、公表(3月25日)

・企業が仕事と生活の調和に取り組むメリットについて整理し、企業の取組情報や定量的なコスト情報等と併せて公表(4月9日)

ネットワークの構築

地方公共団体の窓口決定

・国と地方の円滑な連携を行うため、都道府県の仕事と生活の調和に係る窓口設置を要請、決定

・都道府県の窓口を、都道府県労働局窓口とともに、「仕事と生活の調和ポータルサイト」で公表(3月25日)

担当課の内訳...労働関連: 24課

少子化関連: 22課

男女共同参画: 4課

一部重複アリ

各主体の取組促進

関係団体等への要請

・CWO(Chief Work-life balance Officer)の設置等を企業に促すため、上川大臣自らが先頭に立ち、関係団体等に働き掛け

平成19年12月20日 日本労働組合総連合会

12月21日 次世代のための民間運動～ワーク・ライフ・バランス推進会議～代表幹事会

平成20年1月22日 日本経済団体連合会

2月14日 東京商工会議所

3月25日 電機・電子・情報通信産業経営者連盟

3月26日 全国知事会

4月10日 全国漁業協同組合連合会

平成20年度に行う施策(予定)

国民運動の展開

(1) シンボルマーク・キャッチコピー等の決定

- ・仕事と生活の調和を国民運動として展開するために必要なコンセプト(シンボルマーク、キャッチコピー等)を検討し、決定(4月中目途)
- ・ホームページ、シンポジウム、各種資料において活用することにより、運動全体を統一的に展開

(2) ホームページ・公募を活用した社会化

- ・運動プロセスへの国民の能動的な参加を促すことができるよう、「仕事と生活の調和ポータルサイト」のコンテンツを充実
- ・国民運動の推進のための具体的なアクションなどについて一般公募を実施(e.g.クールビズ)

(3) シンポジウムの有機的な展開

- ・内閣府や厚生労働省などが行うシンポジウム・セミナーを効果的に連携させ、展開
- ・特に、各種月間等が集中している10月から11月を「集中広報期間」と位置付け、取組を推進
 - 10月 仕事と家庭を考える月間(厚生労働省)
 - 11月 家族の日(第3日曜日)・家族の週間(9日～22日)(内閣府)、ゆとり創造月間(厚生労働省)
ワーク・ライブ・バランスの日(23日)・ワーク・ライフ・バランス週間(18日～24日)(次世代のための民間運動～ワーク・ライフ・バランス推進会議～)
- ・シンボルマーク、キャッチコピー等を統一的に使用

(4) 啓発資料の作成

- ハンドブック
- ・企業や地方公共団体が取組を進める際の参考となる手引書と、その概要をまとめたリーフレット
- コンセプトブック
- ・仕事と生活の調和の理念や必要性などを一般国民にわかりやすく説明するブックレット(絵本のようなもの)

(5) 認知度等の調査

- ・「憲章」「行動指針」の認知度や仕事と生活の調和に対するイメージなどを調査し、広く周知するとともに、施策展開へ反映

(6) その他

- ・地方自治体等が行う研修充実のためのアドバイザー派遣
- ・政府広報を引き続き実施
- ・関係団体等への要請を引き続き実施

ネットワークの構築

(1) 地方公共団体等担当者会議の開催

- ・地域の連携体制を構築するため、地方公共団体等の担当者が参集する会議を開催

(2) 企業・民間団体との連携

- ・企業間の情報交換等のネットワーク構築による各種取組(CWOの設置等)の促進や、NPO等民間団体との連携
- ・「官民連携子育て支援推進フォーラム」「男女共同参画推進連携会議」を通じた各界各層との連携や、「次世代のための民間運動～ワーク・ライフ・バランス推進会議」等との有機的な連携を構築

調査研究の推進

(1) 個人へのインパクト

- ・仕事への意欲の高まりや心身の健康の維持への影響

(2) 企業へのインパクト

- ・多様で有能な人材の確保、従業員の定着や意欲の向上、仕事の効率性の向上、競争力強化などに与える影響
- ・規模別、業種別にみた仕事と生活の調和の実現の障害

(3) 社会全体へのインパクト

- ・社会の生産性押上げや地域の活性化、少子化の進展の歯止め効果
- などからいくつかテーマを設定

「仕事と生活の調和」推進に関する表彰のイメージ

「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰(19年度から) (内閣府)

目的: 社会全体において子育て支援に対する取組を広く普及させるとともに、
家族や地域のきずなを深める意識の醸成に資すること

種類: 内閣総理大臣表彰: 5件程度
内閣府特命担当大臣(少子化担当)表彰: 20件程度

対象: 子育てや子育てを担う家族を支援する活動に取り組む企業、団体又は個人

・現在、有識者からなる審査委員会を設置し、地方公共団体及び
関係省庁から推薦のあった者の中から対象者を選定中。
・5月中を目途に表彰予定。(予算額 3百万円)

連携
(情報交換等)

推薦依頼 ↓ ↑ 推薦

各省庁・自治体

「均等・両立推進企業表彰」(厚生労働省)

目的: 男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じ、持てる能力
を發揮できる職場環境整備の促進に資すること

種類: 厚生労働大臣表彰(最優良賞、優良賞)
都道府県労働局長表彰(優良賞、奨励賞)

対象: 女性労働者の能力發揮を促進するための積極的な取組及び
仕事と育児・介護との両立支援の取組を推進している企業

「ファミリー・フレンドリー企業表彰」と「均等推進企業表彰」を平成19
年度に統合

「地域づくり総務大臣表彰」(総務省)

「地域づくり表彰」(国交省)

「しまね子育て応援賞」(島根県)

「ワークライフバランス企業知事表彰」(石川県)

など